

議案第 14 号

君津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正に伴い、国民健康保険の住所地特例者に対する後期高齢者医療制度の適用の見直しに伴い、条例の規定を整理するため、君津市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年君津市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

君津市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年君津市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項に規定する病院等」を「法第 55 条第 1 項に規定する病院等」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「法第 55 条第 2 項第 2 号に規定する特定住所変更」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

君津市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(保険料を徴収する被保険者) 第3条 市が保険料を徴収する被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1) 省略 (2) 法第55条第1項<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市内に住所を有していたもの (3) 法第55条第2項第1号<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していたもの (4) 法第55条第2項第2号<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った特定住所変更(法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更をいう。)に係る継続入院等(同号に規定する継続入院等をいう。)の際市内に住所を有していたもの <u>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの</u>	(保険料を徴収する被保険者) 第3条 市が保険料を徴収する被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1) 省略 (2) 法第55条第1項_____の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等_____をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市内に住所を有していたもの (3) 法第55条第2項第1号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していたもの (4) 法第55条第2項第2号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った特定住所変更(同号に規定する特定住所変更_____をいう。)に係る継続入院等(同号に規定する継続入院等をいう。)の際市内に住所を有していたもの

